

令和3年度保育施設利用調整基準表

新・変・転
月

児童名

区分	父の状況				母の状況			
	基本指数	加算指数		基本指数	加算指数			
就労・採用予定	8h以上	20	週5日以上	3	20	週5日以上	3	
	7~8h未満	19			19			
	6~7h未満	18	週5日以上かつ1日8時間以上	1	18	週5日以上かつ1日8時間以上	1	
	5~6h未満	17			17			
	4~5h未満	16	居宅外	2	16	居宅外	2	
	4h未満	15			15			
	採用予定(生計中心者・保育士等優先利用希望者を除く)	15			15			
	内職	16			16			
求職中・起業準備	10	倒産・解雇	5	10	倒産・解雇	5		
		生計中心者	3		生計中心者	3		
出産予定				33				
疾病	20	入院(1ヶ月以上)	13	20	入院(1ヶ月以上)	13		
		常時臥床・指定難病			常時臥床・指定難病			
		上記以外	6		上記以外	6		
障害	身体障害	20	1・2級	13	20	1・2級	13	
			3級	10		3級	10	
			上記以外	6		上記以外	6	
	精神障害	20	20	1級	13	20	1級	13
				2級	10		2級	10
				3級	6		3級	6
	知的障害	20	20	①・A・B	13	20	①・A・B	13
				C	10		C	10
	看護	20	20	常時臥床の親族を看護	10	20	常時臥床の親族を看護	10
通所・通院の付添い週5日以上				10	通所・通院の付添い週5日以上		10	
同週4日以上				8	同週4日以上		8	
上記以外				4	上記以外		4	
介護	20	20	要介護3~5	10	20	要介護3~5	10	
			要介護2	8		要介護2	8	
			要介護1	4		要介護1	4	
週3日以上介護保険サービス利用あり	18			18				
災害復旧	50			50				
就学	就学中	18	職業訓練	4	18	職業訓練	4	
	就学予定	11			11			
不存在	別居	24	離婚調停中拘禁中等証明あり	20	24	離婚調停中拘禁中等証明あり	20	
	不存在	60			60			
計				計				

調整指数1(保育状況)		指数
区分		
記載なし		0
委託	認可保育所、認定こども園(保育所部分)または特定地域型保育事業を利用中	5
	幼稚園に通園中	7
	家庭保育室に委託中(ベビーシッター等含む)	7
	ナーサリールーム・その他の認可外保育施設に委託中	7
	保育施設の一時的保育を利用中	7
	事業所内保育施設に委託中	7
	養護施設等に入所中	15
	自宅にて保育	2
保護者が保育	自宅外にて保育	3
	育児休業中・産前産後休業中	6
	認可保育所、認定こども園(保育所部分)または特定地域型保育事業を利用していたが、保護者が下の子の育児休業を取得することに伴い、自主的に退所した児童の再入所申込みおよび、同時申込みの兄弟姉妹	11
保護者以外が保育	祖父母・その他の親族が保育	3
	知人が保育	4
勤務先に保育		5
計		

調整指数2(加算状況)		指数	
区分			
市内の乳幼児保育所・小規模保育施設・定期保育 卒園児		5	
転園	転居・勤務地の変更・在園施設の移転	2	
	兄弟姉妹が在園する保育施設への転園		
	市外委託先から市内保育施設への転園		
	市外からの転入予定で、現在居住地の認可保育施設在園の新規申込み		
生活保護等受給世帯		5	
単身赴任中		4	
保護者に、主たる事由以外に1つ以上要件を満たす事由あり(条件あり)		1	
保護者が保育士・保育教諭で、市内保育施設に勤務中または採用予定		9	
兄弟姉妹	障害児あり	3	
	未就学児童あり	同一園を第一希望とするもの 上記以外	3 2
	未就学児童なしで、小4までの就学児童あり	1	
	兄弟姉妹3人以上家庭(3人目以降人数につき1点)	1/人	
父方祖父	同居(65歳以上または保育ができない理由あり)	1	
	別居・不存在		
父方祖母	同居(65歳以上または保育ができない理由あり)	1	
	別居・不存在		
母方祖父	同居(65歳以上または保育ができない理由あり)	1	
	別居・不存在		
母方祖母	同居(65歳以上または保育ができない理由あり)	1	
	別居・不存在		
計			

合計指数

状況別優先順位表	
26条等通知	1
育成支援児	2
不存在	3
災害復旧	4
疾病・障害	5
出産	6
看護・介護	7
就労中	8
育児休業中	9
学生	10
稼働予定	11
求職中	12
在園者	13
管外委託	14
育休延長希望	15

兄弟同時希望時の意向	
①同保同時	
②同保順次(上)	
③同保順次(下)	
④別保同時(同)	
⑤別保同時(希)	
⑥別保順次(同)	
⑦別保順次(希)	
⑧その他	
()	

※利用調整は、26条等通知児童→市内育成支援児童→市内一般児童→市外一般児童→市外育成支援児童→育休延長希望児童の各区分の順に行う。
 ※異なる家庭状況で同合計指数の場合は「状況別優先順位表」の順により選考する。
 なお、状況別優先順位が同位の場合は、前年度市民税所得割額(住宅借入金等特別控除等の控除前の税額)の低い世帯から選考する。
 ※本基準表は、令和3年4月入所における利用調整から適用する。